

育児・介護休業法が改正されます！

改正育児・介護休業法のポイント

男女労働者が仕事と家庭を容易に両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにすることは、雇用の分野における実質的な男女の機会均等や男女共同参画社会実現のためにも重要な課題です。

一方、近年の急速な少子化の進展は、労働力人口の減少や現役世代の負担の増大などを通じて、将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与えることが懸念されていますが、その背景としては、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土、核家族化や都市化の進行等により、仕事と子育ての両立の負担感が増大していることが強く指摘されています。

このような状況を考えると、働きながら子供を産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減することが、労働者の福祉の増進を図る上でも、経済社会の活力を維持していく上でも、今後の我が国にとって重要かつ喫緊の課題となっています。

こうした中、仕事と家庭の両立支援対策を充実するために、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、平成13年11月9日に成立、平成13年11月16日に公布されました（平成13年法律第118号）。

改正法は平成14年4月1日から施行されますが、「不利益取扱いの禁止」と「職業家庭両立推進者の選任」、「国による意識啓発等」に関する規定については、平成13年11月16日から施行されました。改正法に基づく省令、指針等については、今後定めていく予定です。

各企業におかれては、改正法に沿った雇用管理がなされるよう、企業内の制度について今一度点検していただき、働きながら子供を産み育てやすい雇用環境の整備に努めてください。

平成13年11月
厚生労働省雇用均等・児童家庭局

改正のポイント

事 項	改 正 後	改 正 前	施 行 期 日
育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする不利益取扱い	解雇その他不利益な取扱いを禁止	解 雇 を 禁 止	平成13年 11月16日
育児又は家族介護を行う労働者の時間外労働の制限*	1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限	規 定 な し	平成14年 4月1日
勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢の引上げ	義 務……3歳未満の子 努力義務……3歳以上小学校就学前まで	義 務……1歳未満の子 努力義務……1歳以上小学校就学前まで	
子の看護のための休暇の措置	努 力 義 務	規 定 な し	
育児又は家族介護を行う労働者の配置	転勤に際して育児や介護の状況に配慮すべき義務	規 定 な し	
職業家庭両立推進者	選任について努力義務	規 定 な し	平成13年 11月16日
仕事と家庭の両立についての意識啓発	国による支援措置	規 定 な し	

* 今回の改正により新設される時間外労働の制限の規定は、育児・介護を行う一定の女性労働者について、時間外労働の上限を通常の労働者よりも低いものとする（1年150時間等）ことを定めた激変緩和措置（労働基準法第133条）が平成13年度末で終了することを踏まえ、新たに男女共通の育児・介護のための時間外労働の制限の制度を定めるものです。

☆ 育児・介護休業法は、全ての制度について、男女労働者が対象となっています。

内 容 の 概 要

1 不利益取扱いの禁止（平成13年11月16日施行）

育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする解雇その他不利益な取扱いは禁止されます。

現行法においては解雇の禁止のみが規定されていますが、今回の改正により、事業主は労働者が育児休業や介護休業の申出をしたこと、又は育児休業や介護休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止されることとなりました。

不利益な取扱いの典型例として、解雇のみならず、減給したり、退職金や賞与の算定に当たり休業期間を超えて働かなかったものとして取り扱うことや正社員からパートタイム労働者への身分変更を行うこと等休業を労働者の権利とした法の趣旨を没却するような取扱いがあげられます。なお、不利益取扱いの具体的な内容については、指針で定めることにしています。

2 時間外労働の制限（平成14年4月1日施行）

小学校就学前の子の養育又は要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、1か月当たり24時間、1年当たり150時間を超える時間外労働の免除を請求できます。

① 請求できる労働者

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男女労働者（日々雇用される者を除く。）で次のいずれにも該当しない者

- a 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者
- b 配偶者が常態として当該子を養育することができるものとして厚生労働省令で定める者に該当する場合
- c 当該請求をできないこととすることについて、合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定める者

これは、bを除き、要介護状態の対象家族を介護する労働者についても準用します。

② 制限時間

上記①に該当する労働者が請求したときは、事業主は原則として、1か月当たり24時間、1年当たりについて150時間を超えた時間外労働をさせることはできません。

③ 請求方法

制限の請求は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、その開始の日及び終了の日を明らかにして制限開始予定日の1か月前までにしなければなりません。

3 勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢の引上げ（平成14年4月1日施行）

勤務時間の短縮等の措置に係る事業主の義務の対象となる子の年齢が、1歳未満から3歳未満に引き上げられます。

現行法においては、勤務時間の短縮等の措置について、1歳未満の子を養育する労働者で育児休業をしないものに関しては事業主の措置義務、1歳以上小学校就学前の子を養育する労働者に関しては事業主の措置努力義務とされています。

今回の改正により、事業主は、1歳未満の子を養育する労働者で育児休業をしないものについての措置義務に併せ、1歳から3歳に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を講じなければなりません。

なお、事業主が勤務時間の短縮等の措置を講ずる場合には、短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、所定外労働の免除、託児施設の設置運営等のうちいずれかの措置を講じなければなりません。

4 子の看護のための休暇の措置（平成14年4月1日施行）

事業主は、小学校就学前の子の看護のための休暇制度を導入するよう努めなければなりません。

事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づくその子の看護のための休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければなりません。

子の看護のための休暇とは、負傷し、又は疾病にかかった子の世話を行う労働者に対し与えられる休暇であり、労働基準法第39条の規定による年次有給休暇とは別のものとして与えられるものです。

5 労働者の配置に関する配慮（平成14年4月1日施行）

事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、その育児又は介護の状況に配慮しなければなりません。

事業主は、就業の場所の変更を伴う転勤をさせようとする場合において、労働者の育児や介護の状況を把握することや労働者本人の意向を斟酌することなど、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければなりません。

6 職業家庭両立推進者の選任（平成13年11月16日施行）

事業主は、職業家庭両立推進者を選任するよう努めなければなりません。

職業家庭両立推進者とは、法の規定に基づき事業主が講ずべき措置及び子の養育又は家族の介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべきその他の措置の、適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者をいいます。

都道府県労働局雇用均等室は、職業家庭両立推進者に対し各種セミナーの開催案内を始め、情報や資料の提供を行います。

「職業家庭両立推進者選任届」により、速やかに選任くださるようお願いします。

7 国等による支援措置（平成13年11月16日施行）

国は、労働者の仕事と家庭の両立についての意識啓発等を行います。

国は、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立について、事業主、労働者その他国民一般の理解を深めるために必要な広報活動その他の措置を講ずることとしています。

また、指定法人である（財）21世紀職業財団に、その業務の一部を行わせることとしています。

事業主のみなさんへ

職業家庭両立推進者を選任しましょう

育児や家族介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするためには、改正育児・介護休業法に基づき講ずべき各種措置を制度化させ、これを円滑に実施するとともに、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識の解消や職場優先の企業風土の是正を図るため社内の理解を深めることが極めて重要です。

このため、改正育児・介護休業法では、事業主に対し、企業全体の雇用管理方針の中で仕事と家庭との両立を図るための取組を企画し、実施するという業務を担当する「職業家庭両立推進者」を選任するように努めなければならないと規定されています（平成13年11月16日から施行）。これを踏まえ、厚生労働省では、企業全体の人事労務管理について責任を有する方の選任をお願いしています。

貴社におかれても「職業家庭両立推進者」を選任いただき、都道府県労働局雇用均等室あてに、下記「選任届」を郵送、FAXにより提出ください。

都道府県労働局雇用均等室では、選任いただいた「職業家庭両立推進者」の方に、各種セミナーの開催案内を始め、情報や資料の提供を行います。



職業家庭両立推進者の選任届

平成 年 月 日

労働局長 殿

企 業 名

所 在 地

代表者職氏名

主な事業内容

常用労働者数

この度、当社では、下記の者を職業家庭両立推進者として選任し、併せて報告します。

所 属 部 課 役 職 TEL・FAX	
氏 名	(男・女)

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、

都道府県労働局雇用均等室へ

事項別 都道府県名	電 話 番 号	F A X 番 号	郵便番号	所 在 地
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	011-709-2715 017-734-4211 019-604-3010 022-299-8844 018-862-6684	011-709-8786 017-777-7696 019-604-1535 022-299-8845 018-862-4300	060-8566 030-8558 020-0023 983-0861 010-0951	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎 青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形 福島 茨城 栃木 群馬	023-624-8228 024-536-4609 029-224-6288 028-633-2795 027-210-5009	023-624-8246 024-536-4658 029-224-6265 028-637-5998 027-210-5104	990-0041 960-8021 310-8511 320-0845 371-8567	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎 水戸市北見町1番11号 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎 前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟	048-822-4273 043-221-2307 03-3818-8408 045-211-7380 025-234-5928	048-822-7867 043-221-2308 03-5689-5076 045-211-7381 025-265-6420	336-0012 260-8612 112-8581 231-8434 951-8588	さいたま市岸町5丁目8番13号 千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎 文京区後楽2丁目5番1号 住友不動産飯田橋ファーストビル 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎 新潟市川岸町1丁目56番地
富山 石川 福井 山梨 長野	076-432-2740 076-265-4429 0776-22-3947 055-231-8611 026-227-0125	076-432-3959 076-221-3087 0776-22-4920 055-231-8625 026-227-0126	930-8514 920-0031 910-0019 400-0031 380-0935	富山市桜橋通り2番25号 富山第一生命ビル 金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビル 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 甲府市丸の内2丁目7番23号 鈴与甲府ビル 長野市大字中御所字岡田53番7号 ニッセイ同和損保長野ビル
岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀	058-263-1220 054-252-5310 052-219-5509 059-226-2318 077-523-1190	058-263-1707 054-252-8216 052-220-0573 059-228-2785 077-527-3277	500-8842 420-0857 460-0008 514-8524 520-0051	岐阜市金町4丁目30番地 明治生命岐阜金町ビル 静岡市御幸町4番1号 アーバンネット静岡ビル 名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング 津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎 大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	075-241-0504 06-6941-8940 078-367-0820 0742-32-0210 073-421-6157	075-241-0493 06-6946-6465 078-367-3854 0742-32-0214 073-421-6158	600-8007 540-0008 650-0044 630-8570 640-8392	京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60 日本生命四条ビル 大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎 和歌山市中之島1518番地 和歌山MIDビル
鳥取 島根 岡山 広島 山口	0857-22-3249 0852-31-1161 086-224-7639 082-221-9247 083-995-0390	0857-29-4142 0852-31-1505 086-224-7693 082-221-2356 083-995-0389	680-0846 690-8532 700-8611 730-8538 753-8510	鳥取市扇町22番1号 山陰合同銀行鳥取駅南ビル 松江市東朝日町76番地 島根労働局東朝日庁舎 岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳島 香川 愛媛 高知 福岡	088-652-2718 087-831-3762 089-935-5222 088-885-6041 092-411-4894	088-652-2751 087-831-3759 089-935-5223 088-885-6042 092-411-4895	770-0831 760-0018 790-0811 780-8548 812-0013	徳島市寺島本町西1丁目7番1 日通朝日徳島ビル 高松市天神前5番12号 香川労働局第3庁舎 松山市本町2丁目1番7号 松山東京海上ビル 高知市南金田48番2号 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎
佐賀 長崎 熊本 大宮 宮崎	0952-24-4240 095-844-4384 096-352-3865 097-532-4025 0985-38-8827	0952-24-6559 095-844-4423 096-352-3876 097-537-1240 0985-38-8831	840-0801 852-8117 860-0008 870-0016 880-0805	佐賀市駅南本町3番15号 安田生命ビル 長崎市平野町22番40号 (株)九電工長崎支店ビル 熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島 沖縄	099-222-8446 098-868-4380	099-222-8459 098-869-7914	892-0847 900-0029	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル 那覇市旭町38番地8号 おきでん那覇支店ビル